

那須地区広域行政事務組合地域
循環型社会形成推進地域計画

大田原市

那須町

那須地区広域行政事務組合

平成28年2月3日

第1回変更：平成29年1月6日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
(1)	対象地域 -----	1
(2)	計画期間 -----	2
(3)	基本的な方向 -----	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
(1)	一般廃棄物（ごみ）の処理の現状 -----	3
(2)	生活排水処理の現状 -----	4
(3)	一般廃棄物（ごみ）の処理の目標 -----	5
(4)	生活排水処理の目標 -----	7
3	施策の内容 -----	9
(1)	発生抑制・再使用の推進 -----	9
(2)	処理体制 -----	11
(3)	処理施設の整備 -----	15
(4)	施設整備に関する計画支援事業 -----	16
(5)	その他の施策 -----	17
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	19
(1)	計画のフォローアップ -----	19
(2)	事後評価及び計画の見直し -----	19
	別添 1～2 -----	20
	様式 1～3 -----	23
	参考資料様式 1, 2, 3, 5, 6 -----	28

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 構成市町村名：大田原市、那須町（那須地区広域行政事務組合）
- ◇ 面積：726.43km²（大田原市 354.12km²、那須町 372.31km²）
- ◇ 人口：99,343人（大田原市 72,996人、那須町 26,347人）

（平成27年3月31日現在（住民基本台帳登録人口））

那須地区広域行政事務組合（以下「本組合」という。）は、大田原市、那須塩原市、那須町の2市1町により構成されています。本計画は、構成市町の中でも本組合がごみ処理を行う大田原市と那須町を対象地域とします。



図 1-1 対象地域図（着色部分）

別添 1 に関係施設の概要を記載

(2) 計画期間

本計画は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とし、目標年度を平成 34 年度とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

計画期間	目標年度
平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (6 年間)	平成 34 年度

(3) 基本的な方向

本地域は、農業を主体として発展し、那須連山に代表される北部は日本でも有数の酪農地帯であり、中央以南には那珂川水系による扇状地が広がり、古くから米麦を中心とした経営が営まれてきました。

一方、那須・板室・塩原の温泉郷を持つ日光国立公園や八溝県立自然公園などの観光資源にも恵まれ、一大観光地域を形成しており、首都圏からの近傍性や交通網の整備による利便性から関東一帯を中心とした広範囲の地域から毎年多くの観光客が訪れています。

家庭系一般廃棄物の発生量については、若干の減少傾向にあるものの、事業系一般廃棄物の発生量及びリサイクル率については横ばい状態が続いているため、今後はより一層ごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収を行い、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図ります。

本地域におけるごみ処理は、ごみの分別から収集運搬までは各市町、中間処理（資源化処理を含む）及び最終処分までは本組合が主体となって行っており、今後も現状どおりのごみ処理体制を継続していきます。

本組合の中間処理施設として、平成 15 年 3 月に広域クリーンセンター大田原が竣工していますが、竣工から既に 12 年が経過しており経年劣化が進んでいることから、ごみ焼却施設の基幹的設備改良を行い、現有施設の長寿命化を図るとともに、発電施設の整備による温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムを構築するものとします。また、本組合の最終処分場として、平成 9 年 3 月に竣工した黒羽グリーンオアシスも埋立終了予定年度の平成 33 年度に近づき、埋立容量が少なくなっていることから、平成 34 年度の供用開始を目標に次期最終処分場の整備を進めます。

生活排水処理については、生活排水による公共用水域の水質汚濁が進んでいることを踏まえ、合併処理浄化槽の整備を進めます。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

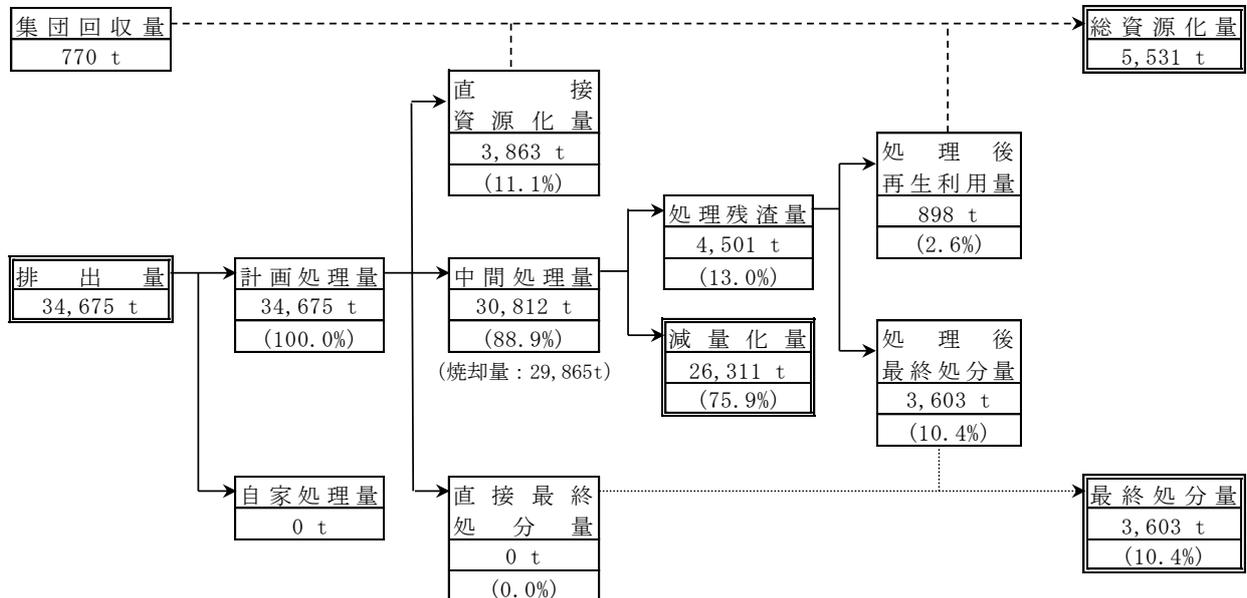
(1) 一般廃棄物（ごみ）の処理の現状

平成 26 年度における一般廃棄物（ごみ）の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりです。

集団回収量を含む総排出量は 35,445 トンであり、再生利用される「総資源化量」は、5,531 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 15.6% となっています。

中間処理による減量化量は 26,311 トンであり、集団回収量を除く排出量の 75.9% が減量化され、10.4% にあたる 3,603 トンが埋立処分されています。

なお中間処理量のうち、焼却量は 29,865 トンとなっています。また、中間処理後の処理残渣は、最終処分場において埋立処分されています。



小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 2-1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー（平成 26 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 26 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-2 のとおりです。

生活排水処理対象人口は、全体で 99,343 人であり、水洗化人口は、76,113 人、汚水衛生処理率は 76.6%です。

し尿発生量は 5,663k1/年、浄化槽汚泥発生量は、25,005k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 30,668k1/年です。

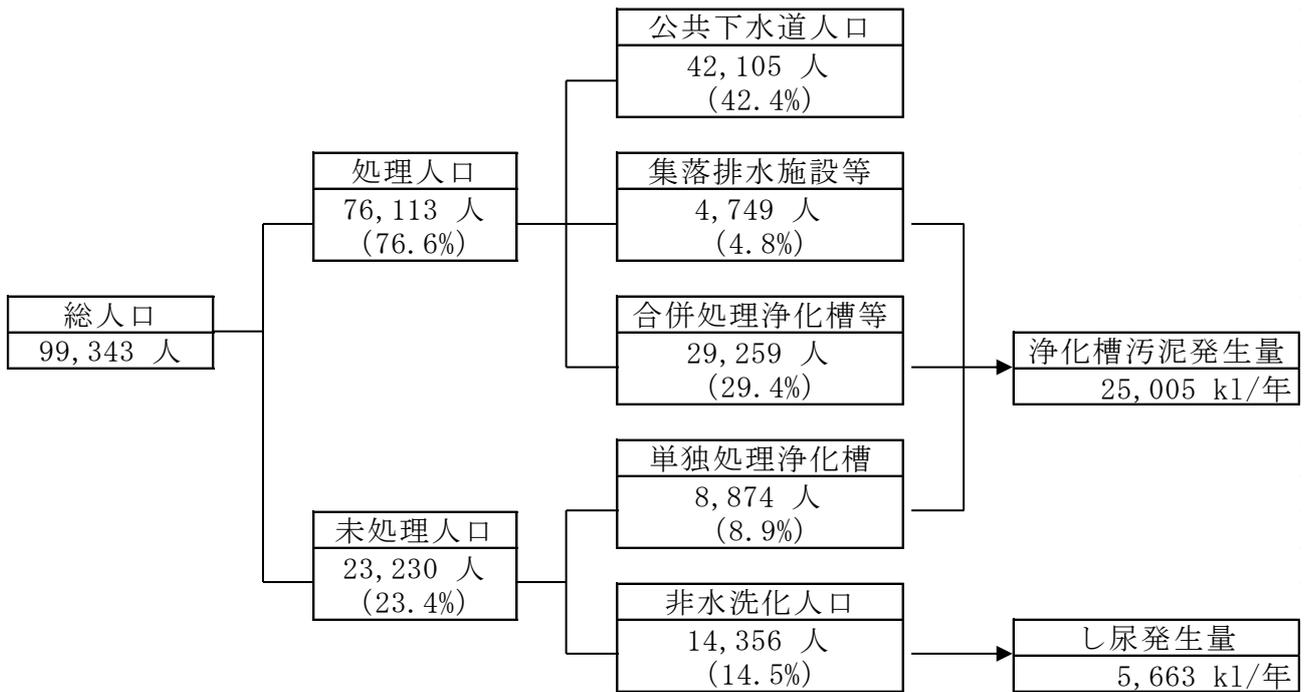


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 26 年度）

(3) 一般廃棄物（ごみ）の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

		現 状(割合) ^{※1} (平成26年度)	目 標(割合) ^{※1} (平成34年度)
排出量	事業系 総排出量 ①	11,417 トン	10,960 トン (H26比 -4.0%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.4 トン/事業所	2.3 トン/事業所 (H26比 -4.2%)
	家庭系 総排出量 ②	23,258 トン	22,228 トン (H26比 -4.4%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	234 kg/人	228 kg/人 (H26比 -2.6%)
	集団回収量 ③	770 トン	733 トン (H26比 -4.8%)
	排出量合計 (①+②)	34,675 トン	33,188 トン (H26比 -4.3%)
	排出量合計 (①+②+③)	35,445 トン	33,921 トン (H26比 -4.3%)
再生利用量	直接資源化量	3,863 トン (11.1%)	4,087 トン (12.3%)
	総資源化量(集団回収量含む)	5,531 トン (15.6%)	5,694 トン (16.8%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	0 MWh	9,072 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	26,311 トン (75.9%)	24,825 トン (74.8%)
最終処分量	埋立最終処分量	3,603 トン (10.4%)	3,402 トン (10.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排出量 : 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

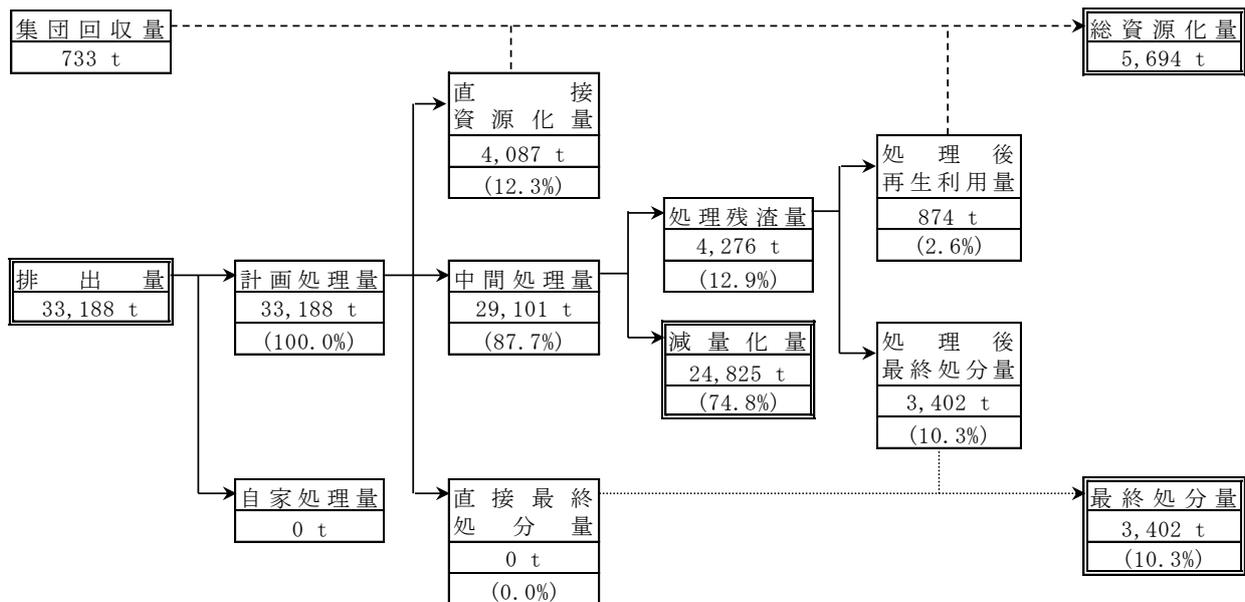
減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

《用語説明》

直接資源化量、総資源化量、中間処理による減量化量、埋立最終処分量の各項目の割合は、以下の計算式による。

【(各項目の量) ÷ (排出量合計 (①+②)) × 100】 [単位: %]



小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 34 年度）

(4)生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 及び表 2-3 に示す目標のとおり、浄化槽等の整備を進めていくものとします。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成26年度実績		平成34年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	42,105 人	(42.4%)	46,524 人	(47.7%)
	農業集落排水施設等	4,749 人	(4.8%)	4,448 人	(4.6%)
	合併処理浄化槽等	29,259 人	(29.4%)	31,553 人	(32.3%)
	未処理人口	23,230 人	(23.4%)	15,025 人	(15.4%)
合計		99,343 人		97,550 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,663 キロリットル		3,739 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	25,005 キロリットル		26,605 キロリットル	
	合計	30,668 キロリットル		30,344 キロリットル	

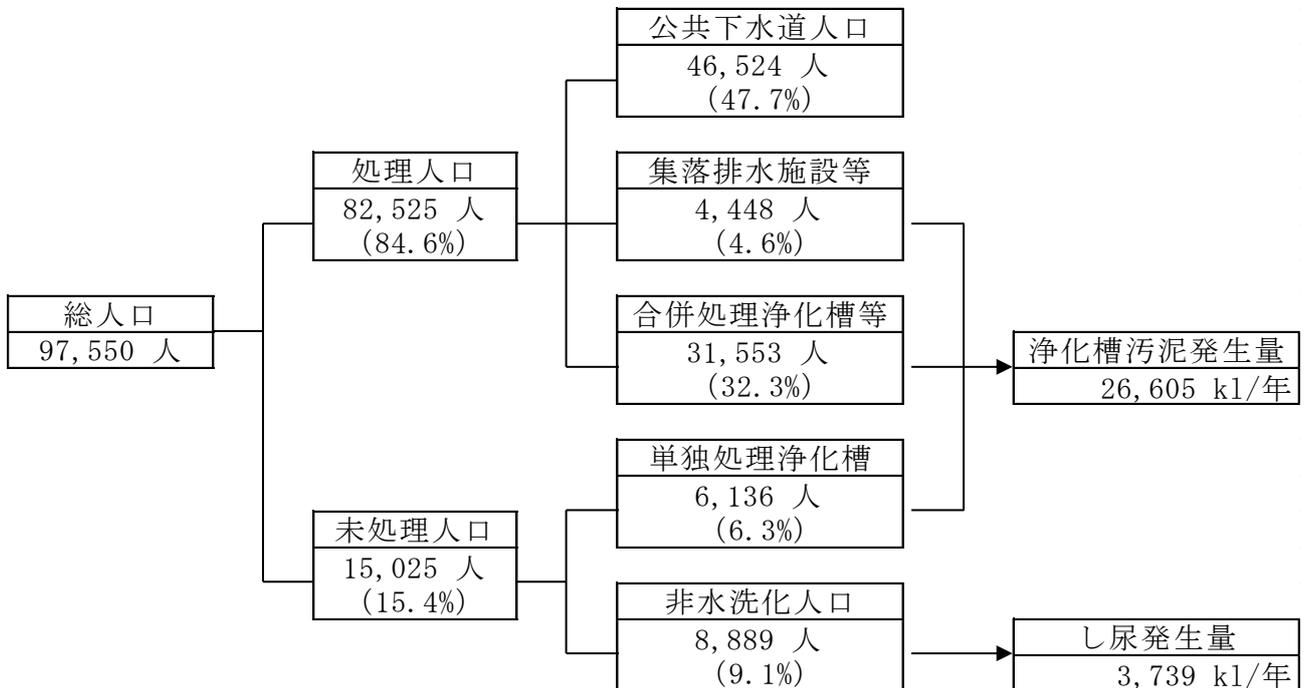


図 2-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成 34 年度）

表 2-3 生活排水処理に関する現状と目標（内訳）

【大田原市】

		平成26年度実績		平成34年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	39,172 人	(53.7%)	43,140 人	(60.4%)
	農業集落排水施設等	4,749 人	(6.5%)	4,448 人	(6.2%)
	合併処理浄化槽等	14,659 人	(20.1%)	15,331 人	(21.5%)
	未処理人口	14,416 人	(19.7%)	8,471 人	(11.9%)
	合計	72,996 人		71,390 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,474 キロリットル		2,161 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	13,064 キロリットル		14,401 キロリットル	
	合計	16,538 キロリットル		16,562 キロリットル	

【那須町】

		平成26年度実績		平成34年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	2,933 人	(11.1%)	3,384 人	(12.9%)
	農業集落排水施設等	0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	合併処理浄化槽等	14,600 人	(55.4%)	16,222 人	(62.0%)
	未処理人口	8,814 人	(33.5%)	6,554 人	(25.1%)
	合計	26,347 人		26,160 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,189 キロリットル		1,578 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	11,941 キロリットル		12,204 キロリットル	
	合計	14,130 キロリットル		13,782 キロリットル	

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア ごみ処理に関する施策

表 3-1 ごみ処理（発生抑制、再使用、再生利用等）に関する施策

項 目	内 容	実施主体	
減量化・発生抑制	ごみ有料化の実施及び検討	大田原市では、単純指定袋制は導入しているものの、ごみ処理料の上乗せはされていないことから、費用対効果や導入済みの近隣自治体における削減効果を分析しつつ、検討します。 那須町では、既に指定袋への上乗せ料金を導入しており、減量化・発生抑制に効果が認められており、今後も継続します。	大田原市 那須町
	ごみ処理手数料の見直し	ごみの減量化や発生抑制、越境ごみ対策として、近隣自治体との連携、調整の基に、ごみ処理手数料の見直しを図ります。	大田原市 那須町 那須地区広域行政事務組合
	家庭での生ごみ処理の推進	家庭での生ごみ処理による発生抑制効果は非常に高いことから、現在実施している生ごみ処理機（器）の助成制度を今後も継続し、生ごみの自家処理を推進します。	大田原市 那須町
	マイバッグ運動等の強化	住民団体等との連携により、住民や小売業者に対して、マイバッグの使用や過剰包装の抑制を啓発するとともに、ノーレジ袋デーを定めるなどして、ごみの発生抑制を推進しています。 また、現在実施されているマイバッグコンテストは住民への啓発に非常に有効であることから、今後も継続します。	大田原市 那須町
	詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進	住民や事業者に対し、使い捨て商品の使用抑制、詰め替え商品やリターナブル容器、再生品の使用について情報発信し、啓発していきます。	大田原市 那須町
分別・回収	新たな分別品目の検討	大田原市では、プラスチック類や生ごみ、廃食用油などの新たな品目の分別品目を検討します。 那須町では、容器包装プラスチック及び廃食用油の分別収集を既に実施しており、今後は生ごみの分別収集について検討します。	大田原市 那須町 那須地区広域行政事務組合
	ごみの分別の周知徹底	住民・事業者に対してごみの分別を周知徹底するとともに、ごみ処理施設に搬入されている事業系一般廃棄物には多くの資源物が含まれていることから、事業者に対して分別の徹底・指導を行い、資源物混入の抑制を図ります。 また、地域外からの来訪者に対しても、環境団体との連携により、ごみ持ち帰りキャンペーンやグッズ配布等による啓発活動を促進しています。	大田原市 那須町 那須地区広域行政事務組合
	集団資源回収の推進	集団資源回収に対する報奨金制度を継続するとともに、回収品目の拡大の検討、活動団体の増加の促進を図り、さらなるごみ減量化・資源化を推進します。	大田原市
	店頭回収の促進	現在実施しているスーパーマーケットや小売店における食品トレイ、牛乳パック等の資源物の店頭回収を促進するとともに、協力店舗の拡大等を検討します。	大田原市 那須町

項 目	内 容	実施主体	
再使用・再生利用・資源化	剪定枝葉のチップ化事業の推進	大田原市緑資源化リサイクル施設において剪定枝葉のチップ化事業を行っており、生成したチップや堆肥は住民へ無料配布、公共施設において有効利用しています。	大田原市
	廃食用油の再生利用の推進	那須町では、廃食用油の拠点回収を行い、公用車のバイオディーゼル燃料として再生利用しています。今後も廃食用油の回収を継続し、資源化の推進を図ります。 大田原市では、廃食用油の回収及び再生利用は未実施であるため、今後、収集方法や再生利用の手法について検討します。 また、住民団体が、ごみ処理施設の環境学習施設を活用して廃食用油石けんの作成を行っており、再生利用だけでなく、ごみ処理やりサイクルに対する意識向上も促進しています。	大田原市 那須町 那須地区広域行政事務組合
	生ごみの資源化の検討	生ごみの資源化にあたっては、それぞれの地域が置かれた環境や状況によって、様々な課題や問題点があることから、地域特性に適した生ごみの資源化について検討します。	大田原市 那須町
	古着の再使用、再生利用の推進	大田原市では、現在、集団資源回収の対象品目に古着を追加していますが、今後は拠点回収やステーション回収できるよう検討します。	大田原市
	紙類の資源化の推進	もやせるごみに含まれる紙類の分別を徹底し、家庭系ごみだけでなく、特に事業系ごみについて事業所への周知を図ります。	大田原市
	再使用・再生利用品の提供	ごみ処理施設において、粗大ごみの中から、まだ使用できる家具などを再使用又は再生利用し、これらを住民に対して安価に提供し、ごみの減量化や3Rの意識の高揚を図っています。	那須地区広域行政事務組合
広報・啓発・環境学習	広報・啓発活動の充実	住民や事業者のごみ処理に関する意識向上を促し、住民や事業者自らが行政と連携しながら、率先してごみ処理に取り組むような参加型の循環型社会の形成を推進するために、イベントや広報誌、パンフレット、ホームページ等の多様なメディアを活用し、適正な分別区分や再使用、再資源化、排出抑制等に係る具体的な方法、行政の取り組み等に関する広報や啓発活動を充実させています。	大田原市 那須町 那須地区広域行政事務組合
	環境学習の充実	環境教育は、一般住民はもとより、特に児童・生徒にとって極めて重要な意義を持つことから、小中学校における出前講座の開催や、ごみ処理施設を利用した体験型リサイクル教室の開催などにより環境学習を充実させています。	大田原市 那須町 那須地区広域行政事務組合
構成市町及び組合の連携	構成市町と組合とがより緊密な連携を図りながら、生活環境問題に取り組みます。	大田原市 那須町 那須地区広域行政事務組合	

イ 生活排水処理に関する施策

表 3-2 生活排水処理に関する施策

項 目	内 容	実施主体
住民による生活排水処理対策の促進	生活排水の汚濁物質削減方法や浄化槽の適正な維持管理方法について、広報・啓発活動を継続し、住民による生活排水処理対策を促進していきます。	大田原市 那須町
助成制度の継続	個人が設置する合併処理浄化槽に対する助成制度を継続し、合併処理浄化槽の普及を図ります。	那須町
助成制度の継続	個人が設置する合併処理浄化槽に対する助成制度を継続し、合併処理浄化槽の普及を図ります。また、単独処理浄化槽の撤去費用補助を行うことで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	大田原市

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分と処理方法は表 3-3、分別区分と品目は表 3-4 に示すとおりです。現在、本組合では焼却残渣等が黒羽グリーンオアシスにおいて最終処分されていますが、埋立容量が少なくなっていることから、今後は平成 34 年度の供用開始を目標に次期最終処分場を整備し、最終処分を行っていきます。

また、広域クリーンセンター大田原ごみ焼却施設については、今後も安全かつ安定した施設として稼働させていくため、基幹的設備改良を行い、長寿命化を図ります。

那須町内から回収または直接持ち込まれた資源物は、廃焼却施設の一部を利用してストックしていますが、老朽化が著しい廃焼却施設の解体に伴いストックヤードが不足するため、解体跡地に資源物（ペットボトル、缶、家電）を集積するストックヤードを整備します。

表 3-3 本組合の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (H26年)							
大田原市、那須町							
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (トン)		
			一次処理	二次処理			
可燃ごみ	焼却		広域クリーンセンター 大田原	【焼却残渣】黒羽グリーンオアシス	28,397		
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別			【資源物】売却 【焼却残渣】黒羽グリーンオアシス	1,785		
缶類	リサイクル	圧縮		売却	300		
ペットボトル		圧縮・梱包		売却 容り協会引渡	280		
白色トレイ		選別		容り協会引渡	2		
乾電池		一時保管・処分			処分(委託)	17	
蛍光管					処分(委託)	12	
びん類		再資源化			再資源化(委託)		1,214
容器包装 プラスチック					再資源化(委託)		73
新聞誌 ダンボール 紙パック		売却			売却	2,597	



今後 (H34年)							
大田原市、那須町							
分別区分	処理方法		処理施設等		処理予測 (トン)		
			一次処理	二次処理			
可燃ごみ	焼却		広域クリーンセンター 大田原	【焼却残渣】新最終処分場	26,819		
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別			【資源物】売却 【焼却残渣】新最終処分場	1,643		
缶類	リサイクル	圧縮		売却	301		
ペットボトル		圧縮・梱包		売却 容り協会引渡	277		
白色トレイ		選別		容り協会引渡	10		
乾電池		一時保管・処分			処分(委託)	16	
蛍光管					処分(委託)	12	
びん類		再資源化			再資源化(委託)		1,211
容器包装 プラスチック					再資源化(委託)		131
新聞誌 ダンボール 紙パック		売却			売却	2,766	

表 3-4 家庭ごみの分別区分と品目の現状と今後

現 状 (H26年)			今 後 (H34年)	
大田原市、那須町			大田原市、那須町	
区 分	品 目	有無の 収集の	区 分	品 目
可燃ごみ	・ 生ごみ (水を切る)	○	可燃ごみ	・ 現状どおりの分別区分を継続する。
	・ 紙くず (汚れた紙製容器など)	○		
	・ 衣類 (金属製のボタンやファスナー等は取り外す)	○		
	・ ゴム・皮革製品 (手袋、ホース、ベルト、靴など)	○		
	・ 木・草類 (木くず、剪定枝など)	○		
	・ その他 (紙おむつ、ビデオテープ、CD、使い捨てカイロ、食用油、保冷剤など)	○		
不燃ごみ	・ 金属類 (鍋、やかん、ペンキ缶など)	○	不燃ごみ	・ 現状どおりの分別区分を継続する。
	・ ガラス類 (コップ、グラスなど)	○		
	・ 陶磁器類	○		
	・ 硬質プラスチック類	○		
	・ 小型家電製品	○		
資源ごみ	缶 類	○	資源ごみ	・ 現状どおりの分別区分を継続する。
	ペットボトル	○		
	白 色 ト レ イ	○		
	び ん 類	○		
	プラスチック製 容 器 包 装	△		
	紙 類	○		
有害ごみ	・ 乾電池、蛍光管、水銀式体温計	○	有害ごみ	・ 現状どおりの分別区分を継続する。
粗大ごみ	・ 家電製品、家具類・寝具類、自転車、スキー板などの指定ごみ袋に入らないもの	○	粗大ごみ	・ 現状どおりの分別区分を継続する。

※「プラスチック製容器包装」は那須町のみ収集。

イ 事業系一般廃棄物の処理の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は家庭系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行っており、今後もこの処理体制を継続していきます。

また、事業系一般廃棄物は、各事業者自身が排出者責任で処理しなくてはならないとの認識を持つとともに、ごみの減量化を効果的に推進するよう各事業者や経営者に要請、指導を行います。

ウ 生活排水処理の現状と今後

人口密集地域における生活排水については、現状どおり下水道及び農業集落排水施設による集合処理施設での処理を継続していきます。

それ以外の地域における生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している区域で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

また、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥、汲み取りし尿汚泥については、今後も第1衛生センター及び第2衛生センターにおける処理を継続していきます。

エ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ◇ 住民参加の促進や意識啓発などを通じて、住民との協働によりごみの減量及び資源化を推進していきます。
- ◇ ごみの減量化や発生抑制、越境ごみ対策として、近隣自治体との連携、調整の基に、ごみ処理手数料の見直しを図ります。
- ◇ 関係市町と連携を図り小中学生や一般住民に対して、環境保全やその方法を学習するためのプログラムの作成、施設の有効利用などにより、環境学習を推進していきます。
- ◇ 事業系一般廃棄物については、各事業者や経営者への要請・指導により、減量化・資源化を推進していきます。
- ◇ 新たな一般廃棄物最終処分場について、必要な調査、計画を進め、平成34年度の供用開始を目標として整備します。
- ◇ 広域クリーンセンター大田原ごみ焼却施設については、基幹的設備改良を行い、長寿命化を図ります。
- ◇ 那須町の資源物については、廃焼却施設の解体に伴い、プラットホームを流用したストックヤードも解体されるため、新たにストックヤードを整備し、再資源化の促進を図ります。
- ◇ 生活排水の処理については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している区域で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

(3) 処理施設の整備

ア 最終処分場

上記 3 (2) で示した処理体制で処理を行うため、表 3-5 に示す施設を整備します。

表 3-5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	最終処分場整備事業	66,000 m ³	現在候補地検討中であり、平成 29 年 1 月を目処に決定予定	H31～H33

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-6 のとおり行います。

表 3-6 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	整備施設種類	事業名	事業主体	整備予定基数	事業期間
2	合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）	大田原市	90 基	H28～H33
3	合併処理浄化槽	浄化槽市町村整備推進事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）	大田原市	420 基	H28～H33
4	合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）	那須町	600 基	H28～H33

ウ ごみ焼却施設

上記 3 (2) で示した処理体制で処理を行うため、表 3-7 に示す事業を実施します。

表 3-7 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
5	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業	120 t / 日	栃木県大田原市若草 1-1484-2	H31～H33
6	ストックヤード	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）整備事業	300m ²	栃木県那須郡那須町大字富岡 736-1	H31～H32

(4) 施設整備に関する計画支援事業

3 (3) ア、ウの施設整備に先立ち、表 3-8 に示すとおり計画支援事業を行います。

表 3-8 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
41	一般廃棄物最終処分場整備に係る施設基本計画事業	施設基本計画	H28
42	一般廃棄物最終処分場整備に係る測量調査事業	測量調査（基礎調査）	H28
43	一般廃棄物最終処分場整備に係る地質調査事業	地質調査（基礎調査）	H28
44	一般廃棄物最終処分場整備に係る測量調査事業	測量調査（基本設計用）	H29～H30
45	一般廃棄物最終処分場整備に係る地質調査事業	地質調査（基本設計用）	H30
46	一般廃棄物最終処分場整備に係る施設基本設計事業	施設基本設計	H29～H30
47	一般廃棄物最終処分場整備に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H29
48	一般廃棄物最終処分場整備に係る実施設計事業	施設実施設計	H30
49	ごみ焼却施設の基幹的設備改良に係る工事発注支援事業	発注仕様書作成等の工事発注支援	H30
50	ストックヤード実施設計等事業	施設実施設計と廃焼却施設の解体設計	H30～H31

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

3 (3) ウの施設整備に先立ち、表 3-9 に示すとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行います。

表 3-9 長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
51	ごみ焼却施設の基幹的設備改良に係る長寿命化総合計画策定支援事業	長寿命化総合計画	H29

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 医療廃棄物への対応

高齢化を背景とした在宅医療の増加に伴い、家庭から発生する医療廃棄物の増加が予想されます。これらの医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利なものについては、針刺し事故や感染被害等の面で特に危険なため、医療機関等による回収を促進するとともに、住民に対して適正な処理・回収システムについて啓発していきます。

また、感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者自らが専門の廃棄物処理業者に処分委託しており、今後もこの体制を継続するとともに、医療機関等が適正な処理・処分をするよう指導していきます。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

各市町が策定した防災計画等を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築していきます。

ウ 家電リサイクル法に関する事項

本地域では、構成市町の「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の処理手数料の規定中に適用品目として特定家庭用機器を掲げており、適正処分を行っています。これらの品目は不法投棄に結びつく恐れもあることから、今後も適正な処理・回収について啓発を行っています。

エ 不法投棄対策の強化

構成市町において廃棄物監視員等を設けており、巡回による不法投棄の防止・抑制を推進しています。また、不法投棄が危惧される場所等には、抑止のための看板やカメラを設置するなどしています。構成市町の監視エリアが広いことから、相互の連携を密にし、情報の共有化を図りながら、不法投棄対策の強化を図っていきます。

オ 資源物持ち去り防止対策

ごみステーションに排出された古紙・アルミ缶等の資源物を各市町の委託業者以外の者が持ち去る行為は、住民のごみ減量意識に悪影響を及ぼすとともに、自治体等に対して財政的損失を与えるほか、適正なリサイクルシステムが阻害されることとなります。現在、対策として啓発看板の設置やパトロールによる監視を行っており、今後も継続して資源物持ち去り防止対策を強化していきます。

カ 違法な不用品回収業者対策

近年の違法な不用品回収業者の増加に伴い、違法業者と住民との間でトラブルが増加しており、その対策として、家庭で不用となった粗大ごみは各市町又は許可業者に依頼することや、リサイクルに関する適正な情報を提供していきます。

キ 無許可運搬者への対応

一般廃棄物の収集運搬許可を持たない無許可業者による家庭系ごみの収集運搬やごみ処理施設への搬入などが予測されています。住民に対しては家庭系ごみの適正処分の方法について周知広報を行うとともに、意図せずに違反行為を行っている業者には注意喚起や指導を行うとともに、悪質な業者に対しては厳正な対応を含め、適正処理の推進を図ります。

ク 適正処理困難物対策

国が指定する適正処理困難物や、農薬や石油類等の有害性や発火性があるものに加え、広域クリーンセンター大田原では処理ができない廃棄物について、販売店や専門業者に処分を依頼するよう周知を図っていきます。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて大田原市及び那須町、栃木県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画最終年度終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会的情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

別添 1

施設の概要

【焼却施設】

名 称	広域クリーンセンター大田原ごみ焼却施設
所 在 地	栃木県大田原市若草 1-1484-2
竣 工 年 月	平成 15 年 3 月
供用開始年月	平成 15 年 3 月
処 理 能 力	120t/24h (60t/24h ×2 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式
炉 形 式	ストーカー炉

【焼却施設（廃止）】

名 称	那須町清掃センター
所 在 地	栃木県那須郡那須町富岡 736-1
竣 工 年 月	昭和 56 年 10 月
供用開始年月	昭和 56 年 10 月
処 理 能 力	80t/16h (40t/16h ×2 炉)
処 理 方 式	准連続燃焼式
炉 形 式	ストーカー炉

【資源化施設】

名 称	広域クリーンセンター大田原リサイクル施設
所 在 地	栃木県大田原市若草 1-1484-2
竣 工 年 月	平成 15 年 3 月
供用開始年月	平成 15 年 4 月
処 理 能 力	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大・不燃ごみ : 6.2t/5h ・缶類 : 5.8t/5h ・ペットボトル : 1.6t/5h ・白色トレイ : 0.4t/5h
処 理 対 象 物	不燃ごみ、粗大ごみ、缶類、ペットボトル、白色トレイ

【資源化施設】

名 称	大田原市緑資源リサイクル施設
所 在 地	栃木県大田原市亀久 932 番地 8
竣 工 年 月	平成 21 年 10 月
供用開始年月	平成 21 年 10 月
処 理 能 力	1.5~5.0 m ³ /h (チップ生産量) ※ただし、投入材の種類、形状、作業条件によって変動する。
処 理 対 象 物	剪定枝葉

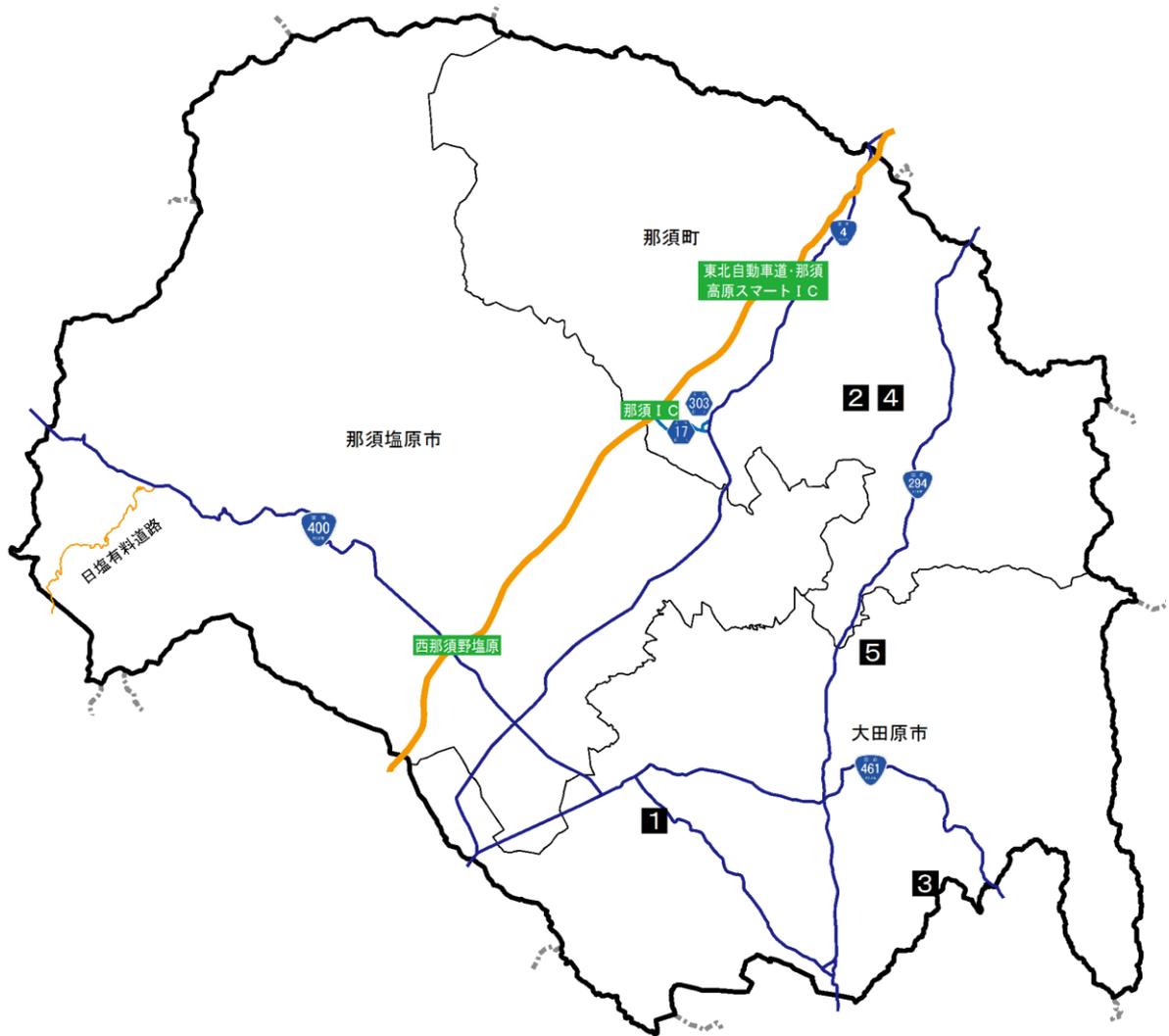
【中継施設】

名 称	クリーンステーション那須
所 在 地	栃木県那須郡那須町富岡 736-1
竣 工 年 月	平成 14 年 11 月
供用開始年月	平成 14 年 12 月
処 理 能 力	58t/5h
処 理 対 象 物	可燃ごみ

【最終処分場】

名 称	黒羽グリーンオアシス
所 在 地	栃木県大田原市川田 533
竣 工 年 月	平成 9 年 3 月
供用開始年月	平成 9 年 4 月
浸出水処理能力	60m ³ /日
埋 立 面 積	16,010m ²
埋 立 容 量	173,100m ³

別添 2



施設一覧	
中間処理施設	
1	広域クリーンセンター大田原
2	那須町清掃センター(廃止)
3	大田原市緑資源リサイクル施設
中継施設	
4	クリーンステーション那須
最終処分場	
5	黒羽グリーンオアシス

図 関係施設の位置図

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 28 年度) ①

1 地域の概要

(1)地域名	那須地区広域行政事務組合地域	(2)地域内人口	99,343 人	(3)地域面積	726.43 km ²
(4)構成市町村等名	那須地区広域行政事務組合 (大田原市、那須町)	(5)地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村： 大田原市、那須塩原市、那須町 ②設立年月日：昭和48年4月				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成34年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	① 12,186	11,146	11,474	11,480	11,417	10,960 (H26比 -4.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.3 (H26比 -4.2%)
	家庭系 総排出量(トン)	② 21,930	24,010	23,940	22,909	23,258	22,228 (H26比 -4.4%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	214	236	237	229	234	228 (H26比 -2.6%)
	集団回収量 (トン)	③ 702	737	718	722	770	733 (H26比 -4.8%)
	排出量合計 (①+②)	④ 34,117	35,156	35,415	34,389	34,675	33,188 (H26比 -4.3%)
	排出量合計 (①+②+③)	⑤ 34,819	35,892	36,133	35,110	35,445	33,921 (H26比 -4.3%)
再生利用率	直接資源化量(トン) 割合(⑥÷④×100)	⑥ 4,125 (12.1%)	4,232 (12.0%)	3,962 (11.2%)	3,901 (11.3%)	3,863 (11.1%)	4,087 (12.3%)
	総資源化量(トン) 割合(⑧÷⑤×100)	⑧ 5,861 (16.8%)	6,074 (16.9%)	5,694 (15.8%)	5,606 (16.0%)	5,531 (15.6%)	5,694 (16.8%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	9,072 MWh
中間処理による減量化量	減量化量(トン) 割合(⑨÷④×100)	⑨ 27,518 (80.7%)	26,346 (74.9%)	26,559 (75.0%)	25,922 (75.4%)	26,311 (75.9%)	24,825 (74.8%)
減量化量	(中間処理前後の差)						
最終処分量	埋立最終処分量(トン) 割合(⑩÷④×100)	⑩ 4,374 (12.8%)	3,472 (9.9%)	3,880 (11.0%)	3,583 (10.4%)	3,603 (10.4%)	3,402 (10.3%)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	供用開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力	
ごみ焼却施設 (広域クリーンセンター大田原)	組合	全連続燃焼式ストーカ炉	有	120t/24h	H15.3	H33.3	老朽	全連続燃焼式ストーカ炉	H33.3	120t/24h	
ごみ焼却施設 (那須町清掃センター)	那須町	准連続燃焼式ストーカ炉	有	80t/16h	S56.10	H14.11廃止	老朽化	准連続燃焼式ストーカ炉	-	-	プラットホームを資源物ストックヤードとして利用
資源化施設 (広域クリーンセンター大田原)	組合	破砕・選別	有	粗大不燃：6.2t/5h 缶類：5.8t/5h ペットボトル：1.6t/5h 白色トレイ：0.4t/5h	H15.4	-	-	-	-	-	
資源化施設 (大田原市緑資源リサイクル施設)	大田原市	チップ化	有	1.5~5.0m ³ /h (チップ生産量)	H21.10	-	-	-	-	-	
中継施設 (クリーンステーション那須)	那須町	スクリーンフィーダー式	有	58t/5h (可燃ごみ)	H14.12	-	-	-	-	-	
埋立処分施設 (黒羽グリーンオアシス)	組合	セルサンドイッチ方法	有	173,100m ³ (埋立容量)	H9.4	H34.3	埋立完了	-	-	-	
埋立処分施設 (最終処分場)	組合	-	-	-	-	-	新設	セルサンドイッチ方式	H34.3	66,000m ³	
資源化施設 (ストックヤード)	那須町	-	-	-	-	-	新設	ストックヤード	H33.3	300m ²	廃焼却施設(那須町清掃センター)解体跡地に建設予定

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(別添2参照)

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 28 年度) ②

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現況					目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成34年度
総人口		102,549	101,622	100,887	100,169	99,343	97,550
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	40,494	40,464	41,974	42,166	42,105	46,524
	汚水衛生処理率	(39.5%)	(39.8%)	(41.6%)	(42.1%)	(42.4%)	(47.7%)
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	5,327	5,240	5,047	4,758	4,749	4,448
	汚水衛生処理率	(5.2%)	(5.2%)	(5.0%)	(4.7%)	(4.8%)	(4.6%)
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	26,618	27,490	27,740	28,396	29,259	31,553
	汚水衛生処理率	(26.0%)	(27.1%)	(27.5%)	(28.3%)	(29.5%)	(32.3%)
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	30,110	28,428	26,126	24,849	23,230	15,025

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定施設の内容			備考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）	大田原市	2,252基	9,571人	S62.4	90基	238人	H34	
浄化槽市町村整備推進事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）	大田原市	1,294基	3,884人	H13.4	420基	1,108人	H34	
浄化槽設置整備事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）	那須町	2,542基	7,919人	H3.4	600基	1,600人	H34	

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）①

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画						備考				
					開始	終了		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度					
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみ有料化の実施及び検討	大田原市は、家庭ごみ有料化の実施を検討する。那須町は、現在実施されている家庭ごみ有料化を継続する。	大田原市 那須町	H 28	H 33												
	12	ごみ処理手数料の見直し	近隣自治体との連携、調整の基に、ごみ処理手数料の見直しを図る。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33												
	13	家庭での生ごみ処理の推進	生ごみ処理機（器）の助成制度を継続し、生ごみの自家処理を推進する。	大田原市 那須町	H 28	H 33												
	14	マイバッグ運動等の強化	マイバッグの使用、過剰包装の抑制のための啓発を行う。	大田原市 那須町	H 28	H 33												
	15	詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進	詰め替え商品やリターナブル容器の使用について情報発信、啓発を行う。	大田原市 那須町	H 28	H 33												
	16	新たな分別品目の検討	プラスチック類や生ごみ、廃食用油などの新たな分別品目を検討する。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33												
	17	ごみの分別の周知徹底	住民・事業者に対して分別の徹底・指導を行う。地域外からの来訪者には、ごみ持ち帰りキャンペーン等による啓発活動を促進する。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33												
	18	集団資源回収の推進	報奨金制度を継続するとともに、回収品目の拡大の検討、活動団体の増加の促進を図る。	大田原市	H 28	H 33												
	19	店頭回収の促進	現在実施している資源物の店頭回収を促進するとともに、協力店舗の拡大等を検討する。	大田原市 那須町	H 28	H 33												
	20	剪定枝葉のチップ化事業の推進	剪定枝葉のチップ化事業を継続し、資源化を推進する。	大田原市	H 28	H 33												
	21	廃食用油の再生利用の推進	大田原市は、廃食用油の回収・再生利用の実施を検討する。那須町は、現在実施している廃食用油の回収・再生利用を継続する。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33												
	22	生ごみの資源化の検討	地域特性に適した生ごみの資源化の実施を検討する。	大田原市 那須町	H 28	H 33												
	23	古着の再使用、再生利用の推進	大田原市では、古着の拠点回収やステーション回収の実施を検討する。	大田原市	H 28	H 33												
	24	紙類の資源化の推進	住民・事業者に対して、燃やせるごみに含まれる紙類の分別の徹底・周知を図る。	大田原市	H 28	H 33												
25	再使用・再生利用品の提供	ごみ焼却施設において、粗大ごみの中から、まだ使用できる家具などを安価で住民に提供する。	組合	H 28	H 33													
26	広報・啓発活動の充実	多様なメディアを活用し、適正な分別区分や再使用、再生利用、排出抑制等の具体的な方法等に関する広報・啓発活動を行う。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33													
27	環境学習の充実	小中学校における出前講座や、ごみ処理施設を利用した体験型リサイクル教室の開催により環境学習を充実させる。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33													
28	構成市町及び組合の連携	構成市町と組合とがより緊密な連携を図りながら、生活環境問題に取り組む。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33													

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）②

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考			
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度				
生活排水 処理に関 するもの	29	住民による生活排水 処理対策の促進	住民への広報・啓発活動を継続 し、住民による生活排水処理対 策を促進する。	大田原市 那須町	H 28	H 33											
	30	助成制度の継続	個人が設置する合併処理浄化槽 に対する助成制度を継続する。	大田原市 那須町	H 28	H 33											
処理施設 の整備に 関するもの	1	最終処分場整備事業	一般廃棄物最終処分場の整備を 行う。	組合	H 31	H 33	○										
	2	浄化槽設置整備事業 (環境配慮・防災ま ちづくり浄化槽整備 推進事業)	合併処理浄化槽の整備を行う。 単独処理浄化槽の撤去費補助を 実施することで、単独処理浄化 槽から合併処理浄化槽への転換 を促進する。	大田原市	H 28	H 33	○										
	3	浄化槽市町村整備推 進事業（環境配慮・ 防災まちづくり浄化 槽整備推進事業）	合併処理浄化槽の整備を推進す る。 単独処理浄化槽の撤去費補助を 実施することで、単独処理浄化 槽から合併処理浄化槽への転換 を促進する。	大田原市	H 28	H 33	○										
	4	浄化槽設置整備事業 (環境配慮・防災ま ちづくり浄化槽整備 推進事業)	合併処理浄化槽の整備を行う。	那須町	H 28	H 33	○										
	5	ごみ焼却施設の基幹 的設備改良事業	広域クリーンセンター大田原ご み焼却施設の基幹的設備改良を 行う。	組合	H 31	H 33	○										
	6	マテリアルリサイク ル推進施設（ストック ヤード）整備事業	保管容量の適正確保のためにス tockヤード施設の整備を行う。	那須町	H 31	H 32	○										
施設整備 に係る計 画支援に 関するもの	41	1の計画支援	施設基本計画	組合	H 28	H 28	○	事業実施									
	42	1の計画支援	測量調査（基礎調査）	組合	H 28	H 28	○	事業実施									
	43	1の計画支援	地質調査（基礎調査）	組合	H 28	H 28	○	事業実施									
	44	1の計画支援	測量調査（基本設計用）	組合	H 29	H 30	○		事業実施								
	45	1の計画支援	地質調査（基本設計用）	組合	H 29	H 30	○		事業実施								
	46	1の計画支援	施設基本設計	組合	H 29	H 30	○		事業実施								
	47	1の計画支援	生活環境影響調査	組合	H 29	H 29	○	事業実施									
	48	1の計画支援	施設実施設計	組合	H 30	H 30	○		事業実施								
	49	5の計画支援	工事発注支援	組合	H 30	H 30	○		事業実施								
50	6の計画支援	施設実施設計等	那須町	H 30	H 31	○		事業実施									
長寿命化 総合計画 策定支援 に関するもの	51	5の長寿命化総合計 画策定支援	長寿命化総合計画策定	組合	H 29	H 29	○		事業実施								
その他	52	医療廃棄物への対処	住民に対し、在宅医療廃棄物の 適正処理・回収システムについ て啓発を行う。	大田原市 那須町	H 28	H 33											
	53	災害時の廃棄物処理 に関する事項	災害廃棄物の処理体制の確保を 図るため、地域内及び周辺地域 との連携体制を構築する。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33											
	54	家電リサイクル法に 関する事項	特定家庭用機器の適正な処理・ 回収について啓発を行う。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33											
	55	不法投棄対策の強化	廃棄物監視員や看板等により不 法投棄対策を強化する。	大田原市 那須町	H 28	H 33											
	56	資源物持ち去り防止 対策	啓発看板の設置やパトロールを 継続し、持ち去り防止対策を強 化する。	大田原市 那須町	H 28	H 33											
	57	違法な不用品回収業 者対策	リサイクルに関する適切な情報 を住民に提供し、不用品回収業 者とのトラブルの防止を図る。	大田原市 那須町	H 28	H 33											
	58	無許可運搬者への対 応	住民には家庭ごみの正しい処分 方法について周知広報、違反行 為を行う業者には指導し、適正 処理の推進を図る。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33											
59	適正処理困難物対策	組合施設で処理できない廃棄物 の処分方法について周知する。	大田原市 那須町 組合	H 28	H 33												

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	那須町
(2) 施設名称	ストックヤード（仮称）
(3) 工期	平成31年度～平成32年度
(4) 施設規模	300m ²
(5) 形式及び処理方式	ストックヤード
(6) 地域計画内の役割	資源物の保管による再資源化促進
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	ペットボトル、缶、家電
(9) 事業計画額	512,000 千円（うち廃焼却施設解体費、453,500千円）

施設概要（熱回収施設系）（基幹的設備改良）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	那須地区広域行政事務組合
(2) 施設名称	広域クリーンセンター大田原ごみ焼却施設
(3) 工期	平成31年度～平成33年度
(4) 施設規模	処理能力120 t / 日（60 t / 日 × 2 炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカー炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 8.4% ） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 未定 ） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化に伴い基幹的設備改良工事を実施し、ごみ焼却施設の延命化を図る。また、発電施設を整備し、熱エネルギーの積極的な回収と有効利用を推進するとともに、温室効果ガスの発生抑制に資する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(9) 事業計画額	4,446,332 千円

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	那須地区広域行政事務組合		
(2) 施設名称	一般廃棄物最終処分場		
(3) 工期	平成31年度～平成33年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 未定	埋立面積 未定	埋立容積 66,000 m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成34年度 埋立終了 平成48年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	組合管内から発生するごみの安全かつ適正な最終処分		
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
(9) 事業計画額	3,300,000 千円		

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	大田原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>本事業は、合併浄化槽の設置整備を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することにより、生活環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>本計画により整備する浄化槽は、10人槽以下であって、浄化槽法第4条第2項に基づく構造基準に適合する浄化槽であり、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l以下（日間平均）の機能を有するとともに、「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適応される浄化槽においては、同指針に適合するものとする。</p> <p>本事業計画は、公共下水道事業認可区域、特定環境保全下水道事業認可区域及び農業集落排水事業認可区域並びに浄化槽市町村整備推進事業区域を除く市内全域を対象に浄化槽の整備を推進する。また、単独処理浄化槽の撤去費補助を導入することで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。</p>
(4) 事業期間	平成28年度～平成33年度 （単独処理浄化槽撤去費補助については平成29年度～平成33年度）
(5) 事業対象地域の要件	イ 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道計画区域内の地域であって、 (イ)水質汚濁防止法第14条の八第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 35,604千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 29,670千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業】

区分	交付対象基数 （人分）	うち 単独撤去	基準額 （千円）	対象経費 支出予定額 （千円）	交付対象 事業費 （千円）
5人槽	30基（79人分）	3基	9,960	9,960	9,960
6～7人槽	54基（143人分）	5基	22,356	22,356	22,356
8～10人槽	6基（16人分）	1基	3,288	3,288	3,288
11～20人槽	0基（0人分）	0基			
21～30人槽	0基（0人分）	0基			
31～50人槽	0基（0人分）	0基			
51人槽以上	0基（0人分）	0基			
改築					
計画策定調査費					
合計	90基（238人分）	9基	35,604	35,604	35,604

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	大田原市
(2) 事業名称	浄化槽市町村整備推進事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>本事業は、合併浄化槽の設置整備を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することにより、生活環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>本計画により整備する浄化槽は、50人槽以下であって、浄化槽法第4条第2項に基づく構造基準に適合する浄化槽であり、BOD除去率95%以上、放流水のBODが10mg/ℓ以下（日間平均）の機能を有するとともに、「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適応される浄化槽においては、同指針に適合するものとする。</p> <p>本事業計画は、公共下水道事業認可・計画区域、特定環境保全下水道事業認可・計画区域及び農業集落排水事業認可区域を除く市内全域を対象に浄化槽の整備を推進する。また、単独処理浄化槽の撤去費補助を導入することで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。</p>
(4) 事業期間	平成28年度～平成33年度 （単独処理浄化槽撤去費補助については平成29年度～平成33年度）
(5) 事業対象地域の要件	(サ)既に事業を実施している地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 425,310千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 354,425千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽市町村整備推進事業】

区分	交付対象基数 （人分）	うち 単独撤去	基準額 （千円）	対象経費 支出予定額 （千円）	交付対象 事業費 （千円）
5人槽	180基（475人分）	18基	150,660	150,660	150,660
6～7人槽	210基（554人分）	21基	219,030	219,030	219,030
8～10人槽	30基（79人分）	3基	41,250	41,250	41,250
11～20人槽	0基（0人分）	0基			
21～30人槽	0基（0人分）	0基			
31～50人槽	0基（0人分）	0基			
51人槽以上	0基（0人分）	0基			
事務費			14,370	14,370	14,370
合計	420基（1,108人分）	42基	425,310	425,310	425,310

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	那須町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）
(3) 事業の実施目的及び内容	浄化槽法第4条第2項に基づく構造基準に適合する浄化槽であって、「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもので、10人以下の浄化槽を対象地域内に設置し、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
(4) 事業期間	平成28年度～平成33年度
(5) 事業対象地域の要件	豪雪
(6) 事業計画額	交付対象事業費 244,980千円 （うち 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 204,150千円）

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額 (千円)	対象経費 支出予定額 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5人槽	270基 (700人分)	27基	95,040	95,040	95,040
6～7人槽	300基 (800人分)	30基	132,300	132,300	132,300
8～10人槽	30基 (100人分)	3基	17,640	17,640	17,640
11～20人槽	0基 (0人分)	0基			
21～30人槽	0基 (0人分)	0基			
31～50人槽	0基 (0人分)	0基			
51人槽以上	0基 (0人分)	0基			
改築					
計画策定調査費					
合計	600基 (1,600人分)	60基	244,980	244,980	244,980

計画支援概要 1

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	那須地区広域行政事務組合			
(2) 事業目的	一般廃棄物最終処分場整備のため			
(3) 事業名称	一般廃棄物最終処分場整備に係る施設基本計画事業	一般廃棄物最終処分場整備に係る測量調査事業	一般廃棄物最終処分場整備に係る地質調査事業	一般廃棄物最終処分場整備に係る測量調査事業
(4) 事業期間	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成29年度～平成30年度
(5) 事業概要	施設基本計画	測量調査（基礎調査）	地質調査（基礎調査）	測量調査（基本設計用）
(6) 事業費計画額	12,000 千円	12,000 千円	21,000 千円	22,000 千円

(1) 事業主体名	那須地区広域行政事務組合			
(2) 事業目的	一般廃棄物最終処分場整備のため			
(3) 事業名称	一般廃棄物最終処分場整備に係る地質調査事業	一般廃棄物最終処分場整備に係る施設基本設計事業	一般廃棄物最終処分場整備に係る生活環境影響調査事業	一般廃棄物最終処分場整備に係る実施設計事業
(4) 事業期間	平成30年度	平成29年度～平成30年度	平成29年度	平成30年度
(5) 事業概要	地質調査（基本設計用）	施設基本設計	生活環境影響調査	施設実施設計
(6) 事業費計画額	12,000 千円	33,000 千円	26,000 千円	45,000 千円

計画支援概要2

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	那須地区広域行政事務組合			
(2) 事業目的	ごみ焼却施設の延命化のため			
(3) 事業名称	ごみ焼却施設の基幹的 設備改良に係る工事発 注支援事業			
(4) 事業期間	平成30年度			
(5) 事業概要	発注仕様書作成等の工 事発注支援			
(6) 事業費計画額	8,100 千円			

(1) 事業主体名	那須町			
(2) 事業目的	資源物の保管による再資源化促進のため			
(3) 事業名称	ストックヤード実施設 計等事業			
(4) 事業期間	平成30年度～ 平成31年度			
(5) 事業概要	ストックヤードの実施 設計事業と用地確保の ために廃焼却施設の解 体設計事業			
(6) 事業費計画額	38,000 千円			

長寿命化総合計画策定支援概要

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	那須地区広域行政事務組合			
(2) 事業目的	ごみ焼却施設の延命化のため			
(3) 事業名称	ごみ焼却施設の基幹的 設備改良に係る長寿命 化総合計画策定支援事 業			
(4) 事業期間	平成29年度			
(5) 事業概要	長寿命化総合計画策定			
(6) 事業費計画額	4,909 千円			